



Title	アメリカ合衆国対外関係法 第4リストメント (1)
Author(s)	対外関係法第4リストメント研究会
Citation	阪大法学. 2025, 75(1), p. 223-251
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/101430
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アメリカ合衆国対外関係法 第4リストイメント（1）

対外関係法第4リストイメント研究会／訳

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント翻訳にあたって

今号から、アメリカ法律協会（ALI）が採択および公表し、2018年に公刊した「アメリカ対外関係法第4リストイメント」(Restatement of the Law Fourth, The Foreign Relations Law of the United States, 以下「第4リストイメント」という。) の翻訳の連載を開始させていただくことになった。初めに本リストイメントの概要及び本翻訳の対象について簡単に説明をしたい。

アメリカの対外関係法とは、「(a)合衆国に適用される国際法、(b)合衆国の国内法であって、合衆国の対外関係にとって実質的に重要なもの、または、他に重要な国際的な結果をもたらすものからなる (一条)⁽¹⁾」とされており、また、「ここでいう国際法は、主として慣習国際法と合衆国が当事国である国際条約からなっており、中立的な法廷が国際法にしたがって紛争を解決する場合に、適用する規則についてのアメリカ法律協会の見解をこのリストイメントが表明したものである (一条注釈a参照)。つぎに合衆国対外関係法を構成する国内法は、主として連邦法、すなわち、合衆国憲法、合衆国の制定法などからなるが、合衆国の州法も合衆国の対外関係に実質的な関係をもつか、他の重要な国際的結果をもたらすこともある (一条注釈b参照)⁽²⁾」とされる。本分野のリストイメントは、国際法及び国際私法の研究者からの関心が高く、第4リストイメントの前版に当たるアメリカ対外関係法第3リストイメント（1987

資料

年公刊、以下「第3リストイメント」という。)の第4部(管轄権及び判決)の翻訳については、アメリカ対外関係法リストイメント研究会による訳として、国際法外交雑誌88巻5号乃至91巻2号において公表されている。

第3リストイメントは非常に広範な範囲を扱うものであったが、2012年に始まったその見直しにおいては、管轄権(jurisdiction)、主権免除(immunities)及び条約(treaties)の3分野に絞って行うこととされ、第4リストイメントで扱われなかつた分野については、従前の第3リストイメントの規定が有効なままとされることとなつた。⁽³⁾

本翻訳においては、前述のアメリカ対外関係法リストイメント研究会の方針と同じく、第4編のみを対象とさせていただいている。また、第4リストイメントも、他のリストイメントと同じく、前注、条文、コメント、報告者注からなるところ、本翻訳においては、前注、条文、コメントは全訳をし、報告者注については抄訳とさせていただいている。また、以下の翻訳において、特に注記なく第3版あるいは第2版とさせていただいているものは、全て第3リストイメントあるいはアメリカ対外関係法第2リストイメントを指すものである。

最後に、本翻訳を公表するにあたり、ALIから翻訳の許諾を快くいただいたことに心からの謝意を申し上げたい。

対外関係法第4リストイメント研究会
長田 真里

- (1) アメリカ対外関係法リストイメント研究会訳「アメリカ対外関係法第3リストイメント(1)」国際法外交雑誌88巻5号(1989年)69頁。
- (2) 前掲70頁。
- (3) ALI, Restatement of the Law Fourth, The Foreign Relations Law of the United States, (2018), Foreword, XVII. さらに条約に関しては、treatiesのみを対象とし executive agreementsは対象としないこと、及び主権免除に関しても、外交特権にかかる免除及び国際機関の免除については扱わないこととされたとのことである。

第4編 管轄権、国家免除、及び、裁判

前注

本編は管轄権、管轄権からの国家免除、及び、裁判を対象とする。管轄権は法規を定め、適用し、執行する国家の権限を指す。独立した主権国家が併存する世界では各国の管轄権ルールは時に法的権限を部分的に重複して定めていることもある。国家免除は国家の他の国家の裁判管轄権及び執行管轄権からの免除を指す。外国裁判の承認及び執行は裁判管轄権及び執行管轄権の双方に関わる。

本リストイメントは、アメリカ対外関係法第3リストイメントのアプローチに準じて、管轄権の3カテゴリー、規律を定め、裁判を行い、そして執行する管轄権を認める（401条参照）。規律管轄権とは、人、財産又は行為に適用される法規を定める国家の権限である。立法機関は規定を制定する場合に規律管轄権を行使するが、しかし、執行部局が一般的に適用できる命令や規則を採択する場合も同じことをしているのであり、裁判所が一般的に適用されるモンローを創る場合も同じである。裁判管轄権は人や物に対して特に裁判所や行政裁判機関の手続を経て法を適用する国家の権限である。裁判管轄権を行使する裁判所は当事者の権利を裁定するため自国の法又は他国の法を適用する。執行管轄権は法の遵守を強制するため権力を行使する国家の権限である。国家は執行管轄権を自国の法又は他国の法の遵守を強制するため行使することができる。法規の制定、裁判及び執行は体系化を行う上で有益なコンセプトであるが、本編で扱う事項の多くは1つ以上の管轄権のカテゴリーと関係している。合衆国の国内法又は国際法上のルールは国家が特定の場面で行使する特定の種類の権限に基づいている。

管轄権は国内法と国際法の双方に服しており、そのルールは管轄権のカテゴリーに応じて異なる（401条コメントb参照）。慣習国際法の下では規律管轄権は規律の対象と規律しようとする国家との間の真正な関連を要件とする（407条参照）。免除を定める国際法はある場面で裁判管轄権を制限する（422条報告

資 料

者注1参照)。慣習国際法では執行管轄権は原則的に属地的である:国家は執行管轄権を自国領域内で行使することができるが、他の国々の領域内ではその国の同意なしに執行管轄権を行使することはできない(432条参照)。国際法上の免除に関する定めは当該国の領域内であっても若干の執行行為について制約を課している(464条参照)。国際礼譲の問題として諸国は国際法上の要件を越える国家の管轄権行使をしばしば抑制している(401条コメントa参照)。法的権限の範囲はしばしば重複し、特に規律管轄権及び裁判管轄権に関しては、しばしば重複し頻繁に管轄権の競合という結果が生じる。

第1章が扱うのは法規の制定、即ち、人、財産又は行為に適用する法規を定める国家の権限である。A節は合衆国の規律管轄権の行使を取り上げており、合衆国の規律管轄権の根拠、規律管轄権に対する連邦憲法上の制約、及び、裁判所が連邦制定法規定の地理的限界を判断する際の解釈原則を含む(402条～406条参照)。B節は規律管轄権の要件である規律の対象と規律する国家との間の本質的関連を説明している(407条参照)。最も一般に認められている真正な関連を反映した管轄権の根拠として、属地性、効果、能動的属人性、受動的属人性、保護、並びに、普遍性がある(408条～413条参照)。

第2章が対象とするのは裁判で、人や物に対して法を適用する国家権限であり、特に裁判所又は行政裁判機関の手続を通して適用される。合衆国の裁判管轄権は民事事件と刑事事件とに分かれている。A節は民事事件に関する裁判管轄権を取り上げており、事項管轄権、人的管轄権、訴状送達、フォーラム・ノン・コンヴェニエンス、訴訟差止命令、及び、民事訴訟における証拠収集を含む(421条～426条参照)。B節は刑事事件に関する裁判管轄権を述べており、合衆国法における被告人出席の要件、犯罪人引渡し、及び、刑事事項に関する司法共助に関する条約を含む(427条～429条参照)。

第3章が対象とするのは執行であり、法の遵守を強制する権力の行使に関する国家の権限を含む。合衆国の法実行と慣習国際法のいずれも、一般に問題がない自国の領域内における強制と、他の国々の同意を要する他国領域内の強制とを区別している(431条～432条参照)。

第4章では、外国の法規制定が合衆国国内裁判所に及ぼす効果を、外国国家

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

行為理論及び外国の国家強制という防御方法を含め考察する（441条～442条参照）。国家行為理論の適用には外国政府の行為が裁定理由となったことが要件となる（441条参照）。外国の国家強制があるという防御方法は、当事者が外国法の不遵守による重大な制裁を受けるおそれがあり抵触回避のため善意で行動した場合、合衆国の裁判所は、その違反が他国の法強制によるという理由に基づく免責又は制裁の緩和を認める（442条参照）。

第5章は管轄権からの国家免除を対象とする。合衆国では国家免除のほとんどの問題は、州裁判所か連邦裁判所かを問わず、連邦法である外国主権免除法（FSIA），28 U.S.C. §§ 1330, 1332(a) (2)–(4), 1391(f), 1441(d), 1602–1611による。FSIAは外国の裁判管轄権及び執行管轄権の双方からの国家免除を規定する（451条～464条参照）。

第8章は外国判決の承認と執行に適用される合衆国国内法を要説する（481条～490条参照）。合衆国においては外国判決の承認及び執行は一般に州法によって定められており、そして、ほとんどの州は二つの統一法の一つを採用している（481条コメントa参照）。合衆国の裁判所による外国判決の承認は裁判管轄権の行使であるが、合衆国内に所在する財産に対する外国判決の執行は執行管轄権の行使となる。

（渡辺 惺之）

401条 管轄権の種類

合衆国の対外関係法は管轄権を三種類に区分けする。

- (a) 規律管轄権、即ち、人、財産、又は行為に適用される法規を定める国家の権限；
- (b) 裁判管轄権、即ち、人や物に対し特に裁判所又は行政裁判機関の手続を経て法を適用する国家の権限；及び、
- (c) 執行管轄権、即ち、法の遵守を強制するため権力を行使する国家の権限である。

資料

コメント

a. 国内法上の管轄権と国際法との関係

国内法も国際法も共に管轄権を定めている。現在、管轄権を定める広範な多国間条約は存在しない。その代わりに、国際法に基づく管轄権を主に規定している慣習国際法とは、国際法上の権利若しくは義務という意識から追隨されている一般的且つ確定した国家実行の結果に他ならない。特に注記する場合を除き、管轄権に関する国際法ルールの援用は国際慣習法の援用と解釈されるべきであり、逆の場合も同じである。

管轄権に関する国内法と国際法は相互に影響しているが、法自体としては区別される。国家の管轄権行使は法実行を構成し、国際法上の権利又は義務という意識から追隨される場合は、慣習国際法の発展に寄与している。諸国が管轄権を行使する場合、通常は慣習国際法を遵守しており、多くの国は管轄権に関する国内法は国際法の管轄権に関する原則に照らして解釈すべきであると規定している。

諸国はしばしば管轄権の行使範囲を、国際礼讓の問題であるとし、国際法が求めるよりずっと広く認めている。国際礼讓は外国国家に対する敬意に関して国際法は強行法ではないことを反映している。国際法は国家に管轄権の行使を慣習国際法が許容する限界まで行使するようには求めていないが、国家はある場面では管轄権の行使に対する条約上の義務を限界と受け止めている。諸国が管轄権の行使を控える選択は、国際法上の義務という観点から導かれた結果でない場合は、慣習国際法が設けている限界を示す証拠にはならない。

ある国家が国際法上の限界を越えて管轄権を行使した場合、それに基づく国際法違反は国際的な責任を生じることになろう（報告者注1参照）。

b. 3種類の管轄権カテゴリー

慣習国際法は3種の管轄権に異なるルールを課している。慣習国際法は規律管轄権の行使を規律の対象と規律しようとする国家との間の本質的な関連がある場合に許している（407条参照）。この本質的な関連を反映する管轄権の根拠として広く認められているのは属地性、効果、能動的属人性、受動的属人性、保護及び普遍性である（408条～413条参照）。免除を定める国際法は裁判管轄

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

権をいくつかの場面で制限している。国家免除は第5章で取り上げている。個人その他の免除は本書では扱っていない。国際法はこれ以外には裁判管轄権を一般的に制限することはない（422条報告者注1参照）。執行管轄権に関する慣習国際法によると、国家はその領域内において、自国及び他国の法を免除に関する法の制限の下で強制するため管轄権行使ができるが、他の国の領域においては当該国の同意なしに執行管轄権行使することは許されない（432条参照）。国際法上の管轄権の異なるカテゴリーによる整理については、報告者注2を参照。

合衆国の国内法も種類の異なる管轄権には異なるルールを課している。合衆国は規律管轄権を慣習国際法が認める根拠に基づき、憲法及び不明確な制定法の地理的範囲を確定する制定法解釈の原則の制限の下で行使している（402条～406条参照）。民事事件の裁判管轄権については、合衆国は被告が法廷地と充分な関係を有し、且つ、管轄権行使が合理的である場合に行使しているが（422条参照）、刑事事件の管轄権の行使は被告が出頭する場合に限っている（427条参照）。合衆国は執行管轄権を自国の領域内で行使するが、他の国域内では一般にはその他の国との同意がある場合に限り執行管轄権行使している（431条参照）。

c. 統治権限の分割

管轄権の3カテゴリーは伝統的な統治権限の立法、司法、行政権への分割に類似するが、管轄権の行使はこの分割に厳格には対応してはいない。立法機関は法規を制定する場合に規律管轄権行使するが、行政機関も一般的に適用される命令や規則を採用する場合に、同じく裁判所も一般的に適用されるコモンローを創る場合は規律管轄権行使している（402条コメントa参照）。裁判管轄権は裁判所が行使するが、行政機関の一部局である行政裁判所もこれを行使している。執行管轄権は典型的には国家の法執行官により行使されるが、しばしば裁判所の指令に基づいて行われている（432条コメントa参照）。裁判所は外国判決の承認、強制及び執行の際にも裁判管轄権又は執行管轄権行使する（481条～490条参照）。

資 料

d. 管轄権のカテゴリー間の関係

国家は同一の人、財産、行為に関して複数の種類の管轄権を行使することが多い。例えば、国家はその領域内で人を逮捕し、その国が制定した法に照らして有罪か無罪かを裁判する。しかし、国家は一種類の管轄権を、他の管轄権がない場合でも行使することもある。国家は、世界のどこかで行為する自国民について刑法の規定を制定する規律管轄権を行使することができるが（410条参照）、自国民であっても他国に所在する場合は当該国の同意なしに逮捕することはできず（432条参照）、又、その者が自国内に所在しない場合は裁判の審理を行うことはできない（427条参照）。国家は、被告に対する対人管轄がある場合に民事事件に関する裁判管轄権を行使することができ（422条参照）、又、法選択の原則に従い他国の実質法を適用することができるが、その場合に裁判を行う国家が被告に関する規律管轄権を欠くことは問題ではなく（407条～413条参照）、裁判国の国内に判決の執行対象となる被告の財産がなくても構わない（481条～490条参照）。国家は執行管轄権を行使して、他国の実質法に基づきその国における裁判のため犯罪被疑者を逮捕し又は引渡すことができるが（428条参照）、その際に当該者に関する規律管轄権はなくても構わない。国家は他国の判決を執行するためにも執行管轄権を行使することができるが（481条～490条参照）、その際に、判決債務者に関して規律管轄権を欠くこと、又、その事件について第一審として裁判する管轄権が欠けることは問題にならない（報告者注3参照）。

報告者注

1. 国内法における管轄権と国際法における管轄権

国内法も国際法もいずれも管轄権を規定しているが、国家は国際法が許容する範囲を越えて又は縮小して管轄権を行使することがある。管轄権の縮小した行使については、国家は国際法が許容する管轄権の全範囲まで立法するよう求められていないので、一般に問題とはならない。しかし、国家が国際法の制限を越えて管轄権を行使する場合、当該国家は国際法に違反しており、その違反は国際法上の責任を生じさせることとなる。

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

慣習国際法が管轄権に関する国内法の発展やその解釈に影響を及ぼす例は多く、例えば、合衆国法上の Charming Betsy 原則〔後掲232-233頁【訳者注】参照〕は「議会の法律は、他の何らかの解釈の可能性がある限り、決して諸国の法に反するようには解釈されるべきではない。」としている（406条参照）。また、管轄権に関する国家の立法、執行行為及び国家裁判所の裁判は国家実行の方式を表すものであり、法的な権利と義務の意味でなされた場合には、管轄権に関する慣習国際法の発展と解釈に寄与する。ただし、国際法と国内法は法として異なるため、ある管轄権の行使が国際法上は許されているが特定国の国内法では禁止されていることやその逆もあり得る。

2. 管轄権のカテゴリー

合衆国の対外関係法は管轄権を(1)規律管轄権、(2)裁判管轄権、(3)執行管轄権の3つのカテゴリーに分類している。これはリストイメント第3版が採用した分類であり（第3版401条参照）、第2版が採用した規律管轄権及び執行管轄権への2分類アプローチ（第2版6条コメントa参照）から発展したものである。

合衆国以外の専門家の間では3分類構成と2分類構成の採用とが分かれている状況にある。

裁判管轄権を独立したカテゴリーと認めることは次の点で有益である。それにより国家が裁判所や行政裁判所の審理に人又は物を服させる権限を制約する法領域が国際法や国内法で聞かれた。例えば、国家免除及びその他の免除に関する国内法及び国際慣習法のルール（451条参照）、又、刑事訴追された者の出廷を要件とする国内法ルール（427条参照）などである。また、国際私法の対象となる事項、たとえば、民事及び商事事件の裁判管轄等に関する条約や超國家法を整理する場ともなる。

2分類アプローチを支持する学説の中には、慣習国際法は公法上の問題のみを取り扱うものであり、国家裁判所の事件を裁判する管轄権は、国家の規律管轄権の自然な延長でありそれと独立した扱いをする必要はないと説明するものもある。しかし、本リストイメントは国際法ルールの適用を公法事件についての管轄権に限っていない上に（407条コメントfおよび報告者注5参照）、裁

資 料

判管轄権という独立したカテゴリーを認めることは、裁判所が規律管轄権の行使か又は当該国裁判所としてかが明らかでないまま管轄権を行使する場合、裁判所の行為を判別するのに役立つ。これは、例えば、裁判所が当事者の不法行為とか契約とか私法上の権利につき裁判するが、国際私法のルールに従い他国の法を適用するような場合である【訳者注　この説明は裁判に立法機能を認める米国法制を前提としている。】。

3. 管轄権の各カテゴリー間の関係

国家は規律管轄権を、裁判管轄権や執行管轄権が欠ける場合でも行使することがある。例えば、ある国が子供セックスツアーを禁止する法を制定し世界中の何処でも自国民に適用できるとしている場合、その国民が他国においてこの犯罪を犯した事例では、国家は他国の同意なしに他国領域内で執行管轄権行使することは許されないので、権限当局が他国に入り自国民を他国の同意なしに逮捕する権利はないが、それでも規律管轄権は有している（432条参照）。これが、国家がその規律管轄権の範囲に含まれるが、他国の領域内に居る犯罪被疑者の引渡しを求めることが必要とされる理由である（428条参照）。

また、国家は裁判管轄権を、国外における規律管轄権及び執行管轄権を欠く場合でも、行使することはできる。私法に関わる事件では、国家が裁判管轄権行使して国際私法の原則に従い他の実質法を適用するが、裁判国には規律管轄権がなく、又その国に被告は判決の執行対象となる財産を持たないという状況は普通に存在する。さらに国家は規律管轄権や裁判管轄権を欠くが執行管轄権行使することはできる。例えば、国家が刑事被告人を逮捕し他の実体法による裁判のため引渡すことや、国家が事件について裁判管轄権はないが、他の国に判決を執行することは普通に行われている（481条～490条参照）。

4. 以前のリストメント

第3版401条は管轄権のカテゴリーを同様な条件で取り扱っている。

【訳者注】

Charming Betsy 規則（Charming Betsy canon）：

Murray v. Schooner Charming Betsy, 6 U.S. (2 Cranch) 64, 118 (1804)において、

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

Marshall 判事が下した判決中の「議会の法律は、他の何らかの解釈の可能性がある限り、決して諸国民の法に反するようには解釈されるべきではない。」という判示を指す。事件は当時の合衆国とフランス共和国との交戦時に議会が制定した、合衆国又は合衆国の保護下の住民とフランス共和国の領土又は属領住民との間の交易を禁止するという交易禁止令に関わる。Charming Betsy 号は以前はアメリカ船であったが当時はオランダを旗国とする交易船で、その Jared Shattuck 船長は元はアメリカ人であったが当時はデンマーク籍という事情の下でなされた同船長の逮捕をめぐり、交易禁止令の適用を受けるかが問題となった。“THE CHARMING BETSY CANON, SEPARATION OF POWERS, AND CUSTOMARY INTERNATIONAL LAW”, Harvard Law Review Vol. 121 (2008), P1215

（渡辺 惺之）

第1章 規律管轄権

前注

規律管轄権は、人、財産又は行為に法を適用可能にする国家の権限に関係する。合衆国の対外関係法は、人や物に対して法を適用する国家の権限に関係する裁判管轄権や、法の遵守を強制するために権力を行使する国家の権限に関係する執行管轄権を、規律管轄権と区別する（401条参照）。

A節は、合衆国による規律管轄権の行使を扱う。合衆国は、慣習国際法の下で認められる多様な根拠に基づき規律管轄権を行使する（402条(1)参照）一方で、規律に関する国際礼譲として他国の正統な利益をも考慮する（402条(2)参照）。合衆国（連邦政府、州及びこれらの構成部分を含む）による規律管轄権の行使はすべて、合衆国憲法の制約に服する（403条参照）。連邦法の地理的適用範囲が明確でない場合には、連邦裁判所は、404条～406条に定める解釈原則を適用する。

B節は、規律管轄権を定める慣習国際法を対象とする。慣習国際法は、規律の対象と規律しようとする国家との間の真正な関連が存在する場合に、規律管轄権の行使を許容する（407条参照）。408条～412条は、国家と規律される対象

資 料

との間の特定の関連（すなわち、属地性、効果、能動的属人性、受動的属人性及び保護）を根拠とする規律管轄権を扱う。413条は、一定の法違反の防止に関する諸国の普遍的な関心を根拠とする普遍的な規律管轄権を扱う。

国際法及び国際礼讓のいずれも、規律管轄権の行使を規制する役割を果たす。規律管轄権を定める慣習国際法ルールは、B節に定められている。合衆国は、これらルールの違反に対して国際的な責任を負う。対照的に、国際礼讓は、外国への敬意であって、国際法によって要求されるものではない。「規律に関する国際礼讓の原則」(F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., 542 U.S. 155, 165 (2004)) は、A節で扱われる法理の多くのものの背後に存在する。規律管轄権の行使にあたって、合衆国の立法機関、行政機関及び裁判所は、他国の正統な利益を考慮することによって規律に関する国際礼讓を示している(402条(2)参照)。規律に関する国際礼讓は、404条及び405条に明示されている制定法解釈の原則の基盤である。A節で取りあげる、規律に関する国際礼讓に基づく法理は、合衆国の国内法ルールであって、慣習国際法によって課される義務ではない。

(高杉 直)

A節 合衆国による規律管轄権の行使

402条 規律管轄権に関する合衆国の国家実行

- (1) 合衆国は、403条に定める憲法上の制限の範囲内で、次の事項に関する規律管轄権を行使する。
- (a) 領域内の人、財産及び行為
 - (b) 領域内に実質的な効果を有する行為
 - (c) 合衆国の国民及び居住者の領域外における行為、利益、身分及び関係
 - (d) 合衆国の国民を害する領域外での一定の行為
 - (e) 合衆国の国民又は居住者でない者による領域外での一定の行為であって、合衆国の安全保障又はその他の限定された種類の合

衆国の基本的利益を害しようとするもの

- (f) 海賊行為、奴隸的使役、強制労働、人身売買、児童徴兵、拷問、裁判手続によらない殺人、集団殺害及び一定のテロ行為などの普遍的な関心事項である一定の法違反（規律される人又は行為と合衆国との間に特定の関連の有無を問わない）
- (2) 合衆国は、規律管轄権を行使するにあたり、規律に関する国際礼讓として他国の正統な利益を考慮する。
- (3) 連邦裁判所は、連邦法の地理的適用範囲が明白ではない場合には、404条から406条に定める解釈原則を適用する。

コメント

a. 規律管轄権

規律管轄権は、立法管轄権とも呼ばれるが、人、財産又は行為に法を適用可能にする国家の権限に関するものである。合衆国の対外関係法は、人や物に対して特に裁判所や行政裁判機関の手続を経て法を適用する国家の権限に関する裁判管轄権、及び、法の遵守を強制するために権力を行使する国家の権限に関する執行管轄権と、規律管轄権とを区別する（401条参照）。立法機関は、法規を制定する場合に規律管轄権を行使するが、しかし、執行部局が一般的に適用できる命令や規則を採択する場合も同じことをしているのであり、裁判所が一般的に適用されるコモンローを作る場合も同じである。

合衆国（連邦政府、州及びこれらの構成部分を含む）による規律管轄権の行使はすべて、合衆国憲法の制約に服する（403条参照）。連邦裁判所は、連邦法の地理的適用範囲が明白ではない場合には、404条～406条に定める解釈原則を適用する。各州の制定法、規則及びコモンローの地理的適用範囲は、連邦法が課している制約に服する場合を除き、各州法の問題である（404条報告者注5、406条報告者注4参照）。

b. 合衆国の国家実行の国際法に対する関係

規律管轄権に関する合衆国の国家実行は、進化してきたし、今後も進化が見

資 料

込まれる。402条(1)は、合衆国が規律管轄権を行使している現在の根拠をリストする。規律管轄権の行使は、1つ以上の根拠によることが多い（407条コメントc参照）。407条～413条は、規律管轄権を定める現在の慣習国際法をリストする。慣習国際法は、国際法上の権利又は義務であると意識して履行される、一般的な確定した国家実行の結果なのである。したがって、合衆国の国家実行は、国際法上の権利又は義務であると意識して履行される場合には、慣習国際法の発展に貢献する。

慣習国際法は、規律管轄権に関する合衆国の国家実行にも大枠を与える。連邦議会、執行部局及び裁判所は、規律管轄権を行使するにあたり、まずは慣習国際法を尊重するのが通常である。合衆国の裁判所も、不明確な連邦制定法を国際法と抵触しないように解釈するが、規律管轄権に関する慣習国際法上の制限と矛盾することが明らかな連邦制定法については、連邦法の問題として当該連邦制定法が優先することになる（406条参照）。規律管轄権に関する現在の合衆国の国家実行は、一般に、現在の慣習国際法と合致している。

c. 合衆国の国家実行と国際礼譲

合衆国は、国際法が許容する最大限の範囲まで規律管轄権を行使するわけではない。立法府、執行部局及び裁判所はすべて、国際礼譲の問題として規律管轄権の行使を自制している。また、裁判所は、個々の法令の地理的適用範囲を解釈するにあたり、国際礼譲の原則にも従っている。404条及び405条参照。規律管轄権の行使又は個々の法令の解釈に対するこのような制限は、国際法上の義務であることを意識した結果ではなく、それゆえ、慣習国際法が要請しているものの証拠となるものではない（407条コメントb参照）。

d. 公法と私法及び民事と刑事の区別

規律管轄権に関する合衆国の国家実行は、一般に、公法と私法の区別や、民事上の強制と刑事上の強制の区別をしない。多くの合衆国の制定法は、行為規制と救済のいずれをも目的としており、民事上の強制と刑事上の強制のいずれをも規定している。合衆国の裁判所は、このような制定法の地理的適用範囲について、別段の明白な指示がある場合を除き、それぞれの局面で同一のものと解釈している。

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

e. 領域を根拠とする管轄権

合衆国は、領域内の人や財産、及び領域内で全部又は一部がなされた行為に関する規律管轄権行使する。

f. 効果を根拠とする管轄権

合衆国は、領域外の行為であって、領域内において実質的な効果を生じ又は生ずることを意図してなされるものに関して規律管轄権行使する。意図した効果は、合衆国では未遂及び共謀に関する制定法規の対象とされ得るが、当該法規は、そのもととなる実体法規と同一の地理的範囲が一般に与えられている。

g. 能動的属人性を根拠とする管轄権

合衆国は、合衆国の国民及び居住者の領域外での行為、利益、身分及び関係に関する規律管轄権行使する。合衆国の制定法は、おおむね、自然人に対して、合衆国の市民及び居住者のいずれに対しても能動的属人性による管轄権の行使にあたるものである。合衆国の制定法は、おおむね、会社その他の法人に対して、合衆国の法に基づく法人の組成、合衆国内での主たる事業所又はそのいずれをも根拠に能動的属人性による管轄権の行使にあたるものである。

h. 受動的属人性を根拠とする管轄権

合衆国は、合衆国の国民（合衆国市民その他合衆国に永続的な忠誠義務を負う者を含む）に対する領域外での一定の行為に関する規律管轄権行使する。このような行為には、殺人、人質誘拐、テロ行為、大量破壊兵器の使用を含む。合衆国の国家実行は、合衆国国籍を理由として被害者が標的とされたことを要求しない。

i. 保護原則を根拠とする管轄権

合衆国は、合衆国の国民又は居住者でない者による領域外での行為であって、合衆国の安全保障又はその他の限定された種類の合衆国の利益を害しようとする一定のもの（通貨偽造、スパイ活動及び合衆国政府の公務員の殺害を含む）に関する規律管轄権行使する。

j. 普遍的管轄権

合衆国は、その他の規律管轄権の基礎が存在しない場合であっても、海賊行為、奴隸的使役、強制労働、人身売買、児童徴兵、拷問、裁判手続によらない

資 料

殺人、集団殺害及び一定のテロ行為などの普遍的な関心事項である一定の犯罪に関して規律管轄権を行使する。合衆国は、刑事責任及び民事責任のいずれについても、その基礎として普遍的管轄権を援用している。合衆国の普遍的管轄権による制定法のいくつかは、条約上の義務を実施するものであるが、このような制定法は、他の条約当事国の国民又は領域に限定されているわけではない。

k. 他国の同意により認められる管轄権

合衆国は、慣習国際法上の規律管轄権の基礎が存在しない場合であっても、例えば条約などで他国の同意により認められるときには、当該他国の領域で規律管轄権を行使することができる。

1. 規律管轄権の抵触

複数の国家が、同一の人、財産又は行為に関して規律管轄権を有することがあり得る。合衆国の裁判所は、国際礼讓に基づく解釈原則を適用することにより、他の国家の法令との抵触を制限する（404条～405条参照）。しかし、外国の法令との衝突は、それ自体では、合衆国の法令の適用を制限する十分な理由とならない。他国の法により合衆国法の違反が強制される場合には、合衆国の裁判所は、当該他国法に適合している範囲で、合衆国法の違反を免責し、又は当該違反に対して課される制裁を軽減することができる（442条参照）。

報告者注

1. 「域外的」管轄権

本リストメントでは、通常の慣行に従い、領域以外の基礎に基づく規律管轄権を「域外的」と呼ぶことがある。この用語は、「批判的な意味」を伴うことも多いが、慣習国際法は、その他の様々な関連を根拠に、領域的ではない管轄権を行使することを国家に許容している。「領域的」管轄権と「域外的」管轄権の定義も、文献によって異なっている。「域外的」管轄権を、他の国家に関わる規律管轄権の行使を含むとの定義がある。「領域的」管轄権を、規律する国家に関わる規律管轄権の行使を含むと解するものもある。本リストメントでは、混乱を避けるため、「地理的範囲」のような一層中立的な表現が利用できる場合には、「域外的」との用語を控える。

2. 合衆国の国家実行の国際法に対する関係

世界の中での国家の一つとして、合衆国の国家実行は、国際法上の権利又は義務を意識して履行される場合には、慣習国際法の発展に貢献する。合衆国は、その初期の時期において、領域、能動的属人性、及び普遍的管轄権を基礎としてのみ、規律管轄権を行使していた。20世紀において、合衆国は、効果を根拠に規律管轄権の行使を拡張したが、効果を根拠とする規律管轄権は、現時点では慣習国際法において広く受け入れられている。合衆国は、かつて受動的属人性による管轄権に対し頑強に反対していたが、今日では、多数の制定法において受動的属人性による管轄権を行使している。合衆国の裁判所は、長年、不明瞭な制定法を（規律管轄権を規定する慣習国際法を含む）国際法と抵触しないよう解釈してきた。慣習国際法は、規律管轄権に関して一層多くの根拠を承認するように発展してきたため、裁判所は、「礼讓」の問題として、例えば、域外適用を否定する推定を適用することにより、合衆国の法令の地理的範囲の制限を始めた。

3. 合衆国の国家実行と国際礼讓

規律管轄権を行使する際に、合衆国は、他の国家の正統な主権的利益を考慮する。連邦最高裁は、この国家実行を「規律に関する国際礼讓」と呼んできた。立法者は、制定法の適用範囲を国際法が要求する程度よりも一層限定することで、規律に関する国際礼讓を示している。また、立法者は、外国法が許容する行為又は外国法により強制される行為に関するに関する制定法上の例外を設けることで、規律に関する国際礼讓を示している。行政機関は、制定法の要求する地理的範囲を限定する規則を発令することや、外国法遵守の例外を認めることで、規律に関する国際礼讓を行っている。裁判所は、連邦コモンローの訴訟原因の地理的範囲を制限することで、規律に関する国際礼讓を示している。また、裁判所は、404条～405条に定める解釈原則に基づき個別の法令の地理的範囲を解釈し、又は外国国家強制を理由に合衆国法への遵守を免除すること（442条参照）で、国際礼讓の原則に従っている。

4. 公法と私法及び民事と刑事の区別

多くの合衆国の制定法は、行為規制と救済のいずれをも目的としており、民

資 料

事上の強制と刑事上の強制のいざれをも規定している。合衆国の裁判所は、訴えの目的や強制の手段にかかわらず、かかる制定法の地理的範囲を同一のものであると解釈してきた。

連邦議会は、犯罪に附帯する民事上の訴訟原因を創設することがある。他にも、連邦議会は、個別の制定法において民事責任と刑事責任を創設している。また、連邦議会は、政府によって提起される訴訟について、私人によって提起される訴訟と比べて広い地理的範囲を定めことがある。

合衆国の国家実行は、判例で作られたコモンローを規律管轄権の行使と扱う。抵触法第2リストメントは、規律管轄権を規制する慣習国際法に抵触法ルールが適合すべきことを認める。

5. 領域を根拠とする管轄権

いくつかの合衆国の制定法は、合衆国内で全部又は一部が行われる行為に適用することを明示する。また、合衆国の制定法には、合衆国内で行われる行為に適用すると解釈されてきたものがある。

連邦刑事法について、合衆国法典は、領域的な意味での「合衆国」の文言に、「大陸又は諸島の如何を問わず、合衆国の管轄権に服するすべての土地及び水域」を含むと定義する (18 U.S.C. § 5)。また、合衆国は、公海上の合衆国の船舶及び公海上を飛行する合衆国の航空機を含むと定義される「特別な合衆国の海上及び領域的な管轄権」の内部での行為に対して、連邦刑事法典の多くの規定を適用する。連邦刑事法典のいくつかの規定は、合衆国の航空機、合衆国内のその他の航空機及び一定の状況下における合衆国外のその他の航空機を含むと定義される「特別な合衆国の航空機管轄権」の内部での行為にも適用される。

6. 効果を根拠とする管轄権

合衆国の制定法の中には、合衆国内で予見可能で実質的な効果をもたらす行為に対して、明示的に適用されるものがある。例えば、15 U.S.C. §§ 6a & 45 (3) ; 15 U.S.C. § 77v(c) (2) ; 15 U.S.C. § 78aa(b) (2) を参照。また、合衆国の制定法の中には、合衆国内で効果を生ずる行為に適用されると解釈されているものもある。例えば、Hartford Fire Ins. Co. v. California, 509 U.S. 764, 796

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

(1993) ; Steele, 344 U.S. at 286, 288 ; United States v. MacAllister, 160 F.3d 1304, 1308 (11th Cir. 1998) を参照。

未遂及び共謀を刑事罰の対象とする合衆国の制定法は、通常、その基礎にある犯罪を処罰する制定法と同一の域外的範囲を有する。合衆国の裁判所は、意図された効果を根拠とする規律管轄権が国際法に合致すると判示している。

7. 能動的属人性を根拠とする管轄権

能動的属人性に基づく管轄権は、規律される人の国籍又は居住を根拠とするものである。合衆国の裁判所は、長期にわたり、能動的属人性を根拠とする規律管轄権を国際法が許容すると判示している。

合衆国は、多くの制定法において、合衆国の市民に対して能動的属人性に基づく管轄権を行使している。合衆国刑事法典の多くの規定は、「特別な合衆国の海上及び領域的な管轄権」の定義に従い、他の国家の管轄権の外で、合衆国に向かう若しくは合衆国から出航した外国船舶上で、又は、合衆国の政府使節において、合衆国市民が犯した犯罪に対して域外的に適用される。上記で引用した全ての制定法が「合衆国の国民」を定義している訳ではなく、「移民及び国籍法」101条の定義を参照するものもある。合衆国の反逆罪法も、「合衆国に忠誠を負う」者に限定している。

自然人について、合衆国の制定法は、市民と同様、合衆国の居住者に対して能動的属人性に基づく管轄権を行使することがある。

「軍事域外管轄権法」(Military Extraterritorial Jurisdiction Act) は、合衆国の軍隊の構成員、被用者又は随行者に対して能動的属人性に基づく管轄権を行使しており、合衆国の市民でも居住者でもない者に対する管轄権を主張する結果となり得る。かかる管轄権は、合衆国外での行為であって、特別な合衆国の海上及び領域的な管轄権の内部で行われた場合には1年以上の懲役刑が科されるとされているものにのみ適用される。

会社その他の法人について、合衆国は、法人の設立準拠法が合衆国法であること、合衆国内に主たる営業所を有すること、及び、その双方を根拠に、国籍に基づく管轄権を行使することがある。

合衆国の制定法の中には、合衆国の国民が所有又は支配していることを根拠

資 料

として、合衆国法を設立準拠法としていない会社や合衆国に主たる営業所を有していない会社に対して管轄権を行使するものがある。

8. 受動的属人性を根拠とする管轄権

受動的属人性に基づく管轄権は、規律が意図する保護対象者の国籍又は居住を根拠とするものである。合衆国は、多くの制定法において、合衆国の国民を保護するために、受動的属人性に基づく管轄権を行使しているが、合衆国の国民ではない合衆国の居住者に関しては、同様のことが行われていないように思われる。合衆国刑事法典の他の多くの規定は、「特別な合衆国の海上及び領域的な管轄権」の定義に従い、他の国家の管轄権の外で、合衆国に向かう若しくは合衆国から出航した外国船舶上で、又は、合衆国の政府使節において、合衆国の国民に対して行われた犯罪に対して域外的に適用される。かかる制定法の全てが「合衆国の国民」を定義している訳ではなく、「移民及び国籍法」101条の定義を参照するものもある。合衆国の裁判所は、このような受動的属人性に基づく管轄権の行使が国際法に合致すると判示している。

合衆国の公務員に対する犯罪を禁止する一定の制定法も、受動的属人性に基づく管轄権の行使と見られている。合衆国の裁判所は、被害者が合衆国の国民である場合のその他の制定法の適用が、国際法に基づく受動的属人性の原則に合致するものであると判示している。

合衆国の受動的属人性に基づく制定法は、被害者が合衆国の国籍を理由に狙われたことを要求しない。合衆国の裁判所は、被害者が合衆国の国籍を根拠として狙われたものでない場合であっても、受動的属人性に基づく管轄権が国際法に合致することを認めている。合衆国は、民事責任を創設するためにも受動的属人性に基づく管轄権を行使している。反テロ法は、「国際的なテロ行為を理由に人身、財産又は事業に被害を受けた合衆国の国民」について、3倍額賠償を定める。外国主権免除法の改正は、拷問、裁判手続によらない殺人、航空機妨害、人質誘拐、又はこれらの行為の実質的な支援提供によってもたらされた負傷又は死亡について、被害者が「合衆国の国民」、合衆国の「軍隊の構成員」、又は、合衆国政府の被用者若しくは請負人であった場合に、テロ支援国家、並びに、その公務員、被用者及び代理人に対する民事の訴権を創設してい

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

る。合衆国の裁判所は、これらの規定が国際法上の受動的属人性の原則に合致していることを認めている。

9. 保護原則を根拠とする管轄権

保護原則は、国家の安全保障やその他の限定された種類の国家の基本的利益を害しようとする一定の行為に関して規律管轄権の行使を認める。合衆国は、多くの制定法において、保護原則に基づく規律管轄権を行使している。

合衆国議会は、テロリズム及び麻薬取引を処罰するために保護原則を援用している。合衆国の裁判所は、テロリズムに関し、保護原則に依拠することを支持している。しかし、麻薬取引にも保護原則が及ぶか否かについては、裁判所の判断が分かれている。

合衆国は、長期にわたり、「合衆国原産」の物品及び技術の輸出に関する規制が、合衆国と他の関連性を有しない者によって合衆国外で行われる、合衆国原産物の再輸出などの一定の行為に適用されるとの立場をとっている。1979年輸出管理法は、一定の再輸出に関する規制を明示的に認め、合衆国との関連性を有する者にその適用を限定してない。財務省規則は、合衆国と他の関連性を有しない者による合衆国原産物の一定の再輸出を明示的に制限する。

10. 普遍的管轄権

多数の合衆国の制定法は、他の管轄権の根拠の存在を要求せず、普遍的な規律管轄権を行使する。刑事の普遍的管轄権に基づく制定法は、合衆国の国家実行が刑事の欠席裁判を認めていないことから、合衆国内に被告が「所在すること [present in]」又は「発見されたこと [found in]」を要求することもある。合衆国内での被告の事後的な所在は領域的原則を満足させないことから、このような合衆国の制定法は、普遍的管轄権に依拠するものである。

合衆国は、長期にわたり、海賊行為に対して普遍的管轄権を行使している。また、合衆国は、長期にわたり、奴隸的使役及び奴隸取引に対して普遍的管轄権を行使しており、それらに強制労働、人身売買、児童徴兵に関する制定法が追加された。1988年、合衆国は、集団殺害を犯罪とするために普遍的管轄権を行使した。1992年、拷問被害者保護法は、拷問及び外国法の下での裁判手続によらない殺人について、民事の訴訟原因を創設した。1994年、合衆国は、再び、

資 料

合衆国外で行われた拷問を犯罪とするために普遍的管轄権を行使した。

合衆国は、慣習国際法が許容する限度まで、普遍的管轄権を行使していない。例えば、慣習国際法は、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に関して普遍的管轄権を認める。合衆国は、人道に対する犯罪を規律する連邦制定法を有していないし、連邦戦争犯罪法は、合衆国の国民及び合衆国の軍隊の構成員による又はこれらに対する戦争犯罪に限定されている。

連邦制定法は、多数のテロ関連犯罪に対して普遍的管轄権を行使している。各々の制定法は、禁止される犯罪に関する定義を定めている。連邦裁判所は、テロ関連犯罪が普遍的管轄権に服するか否かについて、その判断が分かれている。

「海上薬物取締法」(Maritime Drug Law Enforcement Act)は、公海上の外国船舶における合衆国の国民ではない者についての麻薬取引に対して普遍的管轄権を行使する。ここでも、連邦裁判所は、麻薬取引が普遍的管轄権による犯罪であるか否かについて、その判断が分かれている。

普遍的管轄権に関する合衆国の国家実行は、刑事責任に限定されてはいない。合衆国は、奴隸的使役、強制労働及び人身取引を処罰する普遍的管轄権による制定法の違反について、民事上の救済を創設している。また、合衆国は、拷問被害者保護法による刑事上の禁止がなかった拷問（その後、拷問は刑事上の犯罪とされた）及び裁判手続によらない殺人について民事上の救済を創設するために普遍的管轄権を行使している。連邦裁判所は、一般に受け入れられ、かつ、十分に明確な人権規範の違反に関する民事の不法行為請求権が、連邦裁判所での提起が許容されるものであると、外国人不法行為法(ATS)を解釈している。合衆国との特別な関連性がない事案では、ATSに基づく訴訟原因の承認は、普遍的管轄権を根拠とする規律管轄権の行使と見られていたかもしれない。Kiobel 判決 [Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co., 569 U.S. 108 (2013)] で、連邦最高裁判所は、ATS の訴訟原因を、「域外適用否定の推定を覆すに十分なほど、合衆国の領域と関連する」請求権に制限した。Kiobel 判決以後の ATS 事件は、合衆国と一定の関連性を有しなければならないとなったことから、かかる事件の訴訟原因は、普遍的管轄権によるものとはされないであろう。

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

合衆国の普遍的管轄権を定める制定法のいくつかは、条約を実施するものである。しかし、これらの合衆国の制定法は、他の条約当事国の国民や領域に限定されておらず、それ故、慣習国際法の下での普遍的管轄権の証拠を提供する。

11. 他国の同意により認められる管轄権

合衆国の国家実行は、他の領域における規律管轄権について、慣習国際法では規律管轄権の根拠が存在しない場合であっても、例えば条約での他の国との同意によって承認されているときには、当該他の国との領域における規律管轄権を認める。海上麻薬取締法（Maritime Drug Law Enforcement Act）は、「合衆国による合衆国法の執行に外国国家が同意する場合には、当該外国の領水内における船舶」に適用されることを明示する。合衆国は、このような同意のための枠組みを定める協定を、他国と締結している。

12. 規律管轄権の抵触

国際法は、規律管轄権の競合を禁止していない。合衆国の立法府及び行政機関は、合衆国の法規の地理的範囲を制限することにより、又は、外国法の遵守に関する例外を創設することにより、国際礼讓の問題として、他の法との抵触の回避を求めることがある。また、合衆国の裁判所も、国際礼讓に基づく解釈の原則を適用することにより、他の法との抵触を制限している。しかし、外国法の介入それ自体は、合衆国法の適用を制限する十分な理由ではない。他国法によって合衆国法違反が強制される稀な場合には、合衆国の裁判所は、他国法に適合する限度内で、合衆国法違反の免責、又は当該違反に対して科される制裁の軽減を行うことができる。

13. 以前のリストイメント

第3版では、規律管轄権に関し、最初に慣習国際法を、その後に反トラスト法及び証券法の領域における合衆国の国家実行を扱っていた。本リストイメントでは、逆の順番にしている。合衆国の裁判所で問題が提起されると思われる順序に合わせて、慣習国際法の前に合衆国の国家実行を配置した。本条は、事項横断的な合衆国の国家実行を検討するため、反トラスト法及び証券法に先だって置かれたものである。第3版403条で示されていた相当性の原則は、規律管轄権の行使に関する402条(2)、及び、司法解釈の問題に関する404条～405

資料

条に反映されている。慣習国際法の下での相当性に関する検討については、407条の報告者注3を参照。

(高杉 直)

403条 連邦憲法上の制限

連邦政府、州又はこれら的一部門による規律管轄権の行使は、合衆国憲法がこれら政府の当局に対して定める制限を超えるものであってはならない。

コメント

a. 連邦による規律管轄権の行使に対する憲法上の制限

合衆国憲法1章は、合衆国憲法が米国政府に与えている「立法権」を連邦議会に「付与」する。同章8条は、かかる権力の大半を列挙した上で、9条は、列挙されていない権力の行使に対し特別の制限を課す。連邦最高裁判所は、米国政府の限定列挙された権力に言及するが、米国政府が、主権主体として、国境規制や国際関係行為などの事項についての固有の権力を有することも認めている。最も頻繁に援用される、対外関係に影響する権力は、次のものである。すなわち、租税及び共同の防衛と一般的の福祉の提供（1項）、外国国家との通商の規制（3項）、帰化（4項）、国際法に反する犯罪の定義及び処罰（10項）、戦争の宣言及び捕獲に関する規則の制定（11項）、陸軍の募集と維持、海軍の創設と維持、及び、軍隊の統括と規律に関する規則の規定（12項、13項及び14項）、並びに、憲法2章の下で行政府、同3章の下で司法府に与えられた他の権力を実行するために必要かつ適当な法律の制定（18項）である。議会は、立法権の一部の措置を行政府に委任することができ、連邦裁判所は、憲法3条によって付与された「裁判権」の下で連邦コモンローを創造する一定の権限を有する。

b. 州による規律管轄権の行使に対する憲法上の制限

憲法は、1章10条、6章2条（最高法規条項）、並びに、第13修正、第14修

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

正及び第15修正に定めるものを含む、州の権限に対する特別の制限を定める。1章10条の制限のいくつかは、特に対外関係に関するものであり、州による条約、同盟若しくは連合の締結の禁止及び連邦議会の同意を得ていない外国との協約の禁止（1項及び3項）、連邦議会の同意を得ていない輸出入への課税（2項）、又は、自衛の場合を除く戦争行為の禁止が含まれる。

c. 適正手続条項

第5修正及び第14修正の適正手続条項（U.S. Const. amend. V, cl. 3 & amend. XIV, § 1）を充足するためには、連邦制定法及び州制定法の適用が、恣意的なものであったり、根本的に不公正なものであったりしてはならない。

d. 州の規制権能に関する専占

連邦最高裁判所は、州法に関する専占を帰結し得る様々な法理により、連邦政府と州政府の抵触又は重複する規制権能を調整している。308条（条約の専占的な効果の検討）参照。さらに、これらの法理は、特に対外関係に関する事項に関し、州が規律する能力を制限する。コメントb及びcが対象とする制限とは異なり、これらの法理が有する効果は、暫定的なものである。というのは、連邦議会は、立法により、本来的には専占されるべき規律管轄権の行使を州に認めることができるからである。州法に関する連邦による専占についての精緻な条件及び範囲は、なお未解決のままである。

報告者注

1. 外国通商条項

合衆国の裁判所は、一般的に外国通商条項（合衆国憲法1章8条3項）を解釈する際に連邦議会に国外活動の規律について幅広い権限を認めている。連邦最高裁判所は、これまで外国通商を規律する議会の権限行使を過剰と決めつけたことは一度もない。下級裁判所は、違法な性行為となる外国通商旅行を犯罪とすることを支持している。若干の裁判所は、外国旅行中若しくはその後に行われる非商業的行為を議会が規制することができるのか、又、合衆国の発着が含まれない外国旅行の過程中での行動を規制することができるのかに疑問を呈している。外国通商条項の違反を理由に訴追や制定規定が取り消された事例は

資 料

これまでない。しかし、議会は、規則制定の基礎がこの条項で得られない事例では憲法の他の権限に依拠してきた。

2. 課税

合衆国憲法は、1章の課税権を、例えば所得税以外の直接税の分配 [apportionment]などの方法で制限をしている。しかし、課税の領域範囲を特に 26 U.S.C. § 7701(b) の定義する合衆国市民及び住民に関して制限していない。連邦最高裁判所は、一般的には課税権は州際及び外国通商を規律する権限を超えて広げられると考えている。古い判例は合衆国市民の財産及び行動への課税権を世界規模で捉えている。最高裁判所は、United States v. Bennett 判決 (232 U.S. 299 (1914))において、合衆国に居住する合衆国市民に対し国外で建造し使用するヨットへの連邦の課税権を認めた。連邦最高裁判所は、合衆国市民に関しては課税権に制限はなく、又、第5修正の適正手続条項、憲法第5修正3項によっても当該課税は市民権と連邦政府の供与する利益との間の明確な概念的関連から許容されると判定した。その後、Cook v. Tait 判決 (265 U.S. 47 (1924)) では、他国に住所を有する合衆国市民にその国に所在する財産から得られた収入に課した所得税を憲法適合的なものであると確認した。

合衆国の非居住者への課税は実務的には合衆国の領域内の財産及び行動に限られている。裁判所は一貫してこの課税の憲法適合性を認めてきた。First Nat'l Bank of Boston v. Comm'r 判決 (63 F.2d 685 (1st Cir. 1933)) は、議会は憲法に基づき非居住者の所有する外国株式及び債権の売買に対し、これら証券類の物理的証明が合衆国内に所在していた場合には、贈与若しくは財産税を課す権限があると判断した。これ以外には、議会の非居住外国人への課税権限の範囲に関する憲法上の議論はないと思われる。

3. 定義及び处罚条項

通商の規律権限とは別に、議会は「公海上で犯された海賊行為および重罪行為ならびに国際法に違反する犯罪を定義し处罚する権限」を有する。議会は公海上で犯された海賊行為を「国際法により定義された」として处罚してきた。

議会の重罪条項に基づく権限は公海上の重罪に限られる。

「国際法違反犯罪条項 [offenses clause]」は、議会に合衆国が国際法上防止

すべき義務を負う行為の処罰を定めることを認める。

4. 適正手続条項

第5及び第14修正の適正手続条項は、連邦政府及び州が、それぞれ、法の適正手続によらず人の生命、自由、財産を侵奪することを禁じている。連邦最高裁判所は、州法の適用に関して、第14修正が「州の利益を創造する、例えば、当該州法の選択が恣意的でもなく基本的に不公正でもない、顕著な関連性又は関連性の顕著な集中」を要求するとした。

最近は連邦最高裁判所が第5修正の下で連邦法の適用に同じテストが課されるかについて明らかにしていない。複数の最近の下級審裁判例が連邦法についても「その適用が恣意的で基本的に不公正とされない被告と合衆国間の十分な関連を求める」同じテストを適用している。普遍的管轄権との関係で、コロンビア特別区の連邦巡回裁判所は、適正手続が要求するのは、その行為が告発される旨の通知に止まり、関連性ではないと判示している。これら全ての裁判例は本案に関する適正手続の主張を退けている。

5. 専占

最高法規条項は、連邦法と州法との間に抵触がある場合に、州法の譲歩を命ずる。連邦最高裁判所は、専占に関する複数の審査基準を発展させてきた。連邦制定法には、専占を明示的に定めるとともに、その専占効の範囲を定めるものもある。分野的専占の法理の下で、連邦法が当該分野を独占する場合には、州法は、劣後する。抵触的専占の法理の下で、連邦法と抵触する範囲で、州法は、劣後する。「個別事件の事情の下で」、連邦法は、当該法の「十分な目標又は目的」の遂行にとって「障害となる」州法又は地域法を劣後させることができる。ある先例は、州の「法規制が国の外交政策の効果的な実行を妨げる場合には、当該法規制は、途を譲らねばならない」と判示する。ただし、American Ins. Ass'n v. Garamendi 判決 (539 U.S. 396 (2003)) は、たとえ州の行為が外交政策的な意味を持つ場合であっても、連邦法との抵触がない限り、伝統的な権限領域内で州が行為できると判示する。報告者注4で論じた適正手続条項とは対照的に、連邦議会は、本来ならば劣後することとなる州の規制を、制定法によって承認することができる。

資料

6. 眠れる通商条項 [Dormant Commerce Clause]

Cooley v. Bd. of Wardens 判決 (53 U.S. 299 (1851)) で初めて明言された、眠れる通商条項は、州際通商又は外国通商を差別し又はこれらに不当な負担を負わせる州の法律を無効とする。連邦議会は、本来ならば眠れる通商条項に違反することとなる州の法律を、制定法によって承認することができる。

眠れる外国通商条項に関する連邦最高裁判所の判決のほとんどは、外国通商に関する州税に関するものである。州際通商条項の要件を充足することに加え、裁判所は、次の点も問わなければならない。すなわち、「第 1 に、分配的なものであるとしても、国際的な多重課税の実質的な危険を、その税が発生させないか否か、第 2 に、『外国政府との通商関係を規制する際に連邦政府が一体 [one voice] 的に交渉すること』を、その税が妨げないか否か」である。

しかし、その後の判例は、一体性という考え方の適用範囲を制限している。これらの判例は、総じて、国際的な側面を有する通商に対し、たとえ同一の通商に関して他国が課税管轄権を有している場合であっても、州が非差別的な税を課すことができること、及び、連邦議会による別段の指示がない場合には、州が異なるルールを課すことができること、を示している。

7. 以前のリストイメント

本条は、新設されたものである。第 3 版 402 条～404 条は、規律管轄権に対する国際法上の制約のみを扱っていた。対照的に、本条は、規律管轄権の行使に対する国内法、憲法上の制約に焦点を当てている。

(高杉 直)

* Restatement of the Law Fourth, The Foreign Relations Law of the United States
copyright © 2018 by The American Law Institute (ALI). This translation is made,
published, and distributed with the authorization of ALI; however, the translators
bear the sole responsibility for the accuracy of the translation. This translation has
been made for academic purposes only. All rights are reserved. The English version
of this work is available from the ALI website at www.ali.org

* アメリカ法律協会 (ALI) 「アメリカ対外関係法第 4 リストイメント」(2018年)。

アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（1）

本翻訳は ALI の許諾を得て、作成、公表並びに頒布されたものである。ただし、その正確性に関しては、翻訳者が全責任を負うものとする。また、本翻訳は学術研究のみを目的としており、全ての権利は留保される。本著作物の英語版は ALI のウェブサイト (www.ali.org) から入手可能である。